

## 南アルプス市地域公共交通計画策定業務仕様書

### 1 業務名

南アルプス市地域公共交通計画策定業務

### 2 委託業務の目的

本業務では、地域公共交通活性化再生法、山梨県が策定した「山梨県バス交通ネットワーク再生計画」及び「地域の実情に応じた新たな交通サービスの導入に向けた手引書」などを踏まえ、市全体の公共交通サービスの平準化、市民ニーズに応じた利便性の向上、公共交通を取り巻く環境や実態に応じた新たなシステムの導入などの取組について、具体的に実施する事業やスケジュールを明確にし、持続可能な公共交通網の構築を目指していくため、「南アルプス市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

なお、国（国土交通省）が示す計画等の作成と運用の手引きでは、地域交通に関するマスタープランとしているが、本市においてはマスタープランとしてだけでなく、アクションプランの要素を加えた実行性のある計画として策定する。

### 3 履行期間

契約日の翌日から令和6年3月31日まで

### 4 委託業務内容

#### (1) 計画準備

本業務を実施する上で必要な事項、計画条件を整理し、業務計画書を作成する。

#### (2) 地域の現況確認調査および公共交通関連計画・戦略等の把握と整理

##### ①地域の現況把握

基礎的データ及び公共交通に関するデータを収集し、交通インフラや既存ストックの図面上に、人口推移、市民の移動傾向を重ね合わせ、人口密集状況と公共交通の利便性の状況から、地域の傾向を分析・整理する。

##### ②上位計画及び関連計画等の把握・整理

第2次南アルプス市総合計画、南アルプス市都市計画マスタープラン、南アルプス市まち・ひと・しごと創生総合戦略、検討中のプラン等も含めた計画を把握するとともに、これらの計画における公共交通の役割、位置づけを把握・整理する。

##### ③関連施策の把握・整理

教育、福祉、高齢者・障がい者、商業・観光振興等の分野における交通、移動、送迎に関する現状及び計画について把握・整理する。

(3) 現行公共交通に対する調査

①市民アンケート調査

市民を対象にアンケート調査を実施し、公共交通の利用状況、公共交通に対する意向などを把握する。

・配布・回収方法：郵送配布・郵送回収

・配布数：2,000票（回収率35%程度）

②公共交通利用者アンケート調査

コミュニティバス6路線（芦安線、八田・白根線、若草・甲西線、楡形・白根線、八田・若草線、八田・甲西線）が運行しており、これらの利用者を対象としたアンケート調査を実施し、乗降者（OD）数、利用状況（属性、目的、頻度、乗継状況など）などを把握する。

③ニーズの把握

住民等から意見を聞く中で、総合的なニーズを把握する。

(4) 公共交通に関する問題点及び課題抽出

地域概況や公共交通に関する現況、上位計画・関連施策の整理結果、アンケート調査分析結果、地域公共交通会議の協議内容を踏まえ、問題点・課題を抽出する。

(5) 地域公共交通計画（案）のとりまとめ

①今後のあり方、基本方針、目標、目標を達成するための事業の検討

今後の方向性を検討し、持続可能な地域旅客運送サービスを確保する視点から基本方針、目標（数値目標・評価指標等）を設定し、目標達成のために必要となる施策（事業メニュー、実施主体、スケジュール）案について検討する。

②地域公共交通計画（案）の策定

調査結果等をもとに地域公共交通会議、庁内検討会等関係機関と協議、検討のうえ、南アルプス市地域公共交通計画（案）を策定する。

③実行性のある計画

市全体の公共交通サービスの平準化、市民ニーズに応じた利便性の向上、公共交通を取り巻く環境や実態に応じた新たなシステムの導入などの取組について、具体的に実施する事業（運行ルート等）やスケジュールを明確にする。

(6) 地域公共交通会議の運営支援

地域公共交通会議（3回程度を想定）への出席、資料の作成及び議事概要のとりまとめ等の運営支援を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施において、資料の作成などの実施支援を行う。

## 5 成果品

本業務の提出すべき成果品及び部数は、以下のとおりとする。

- ・業務報告書（A4版） 2部
- ・計画書（A4版） 50部
- ・計画概要書（A4版） 100部
- ・上記電子データ（CD-R等） 2部 \*データ形式等協議

## 6 守秘義務

受託者、本業務に関し知りえた個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。  
なお、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

## 7 その他

- ・受託者は作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打合せを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは必要に応じて行う。
- ・今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とする。
- ・本業務の業務担当者は、地域公共交通に関して専門的な知見を有すること。
- ・受託者は個人情報の適切な取り扱いを保証（プライバシーマーク）すること。
- ・受託者は本仕様書に記載する要件を満たすことを証明する書類を委託者に報告するものとする。
- ・成果品の帰属は、すべて委託者とし、委託者の許可なく公表、貸与及び使用をしてはならない。
- ・本仕様書に定めのない事項等が生じた場合又は、本業務履行上必要な基本事項に変更等の必要が認められた場合、委託者と受託者間で協議上定めるものとする。